

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第 2 号

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 平成21年 5 月31日までの間は、第 2 条の規定にかかわらず、広島県福山東警察署協議会の委員の定数を10人、広島県府中警察署協議会の委員の定数を 5 人とする。

別表広島県福山東警察署協議会の項の次に次のように加える。

広島県福山北警察署協議会	7 人
--------------	-----

附 則

この公安委員会規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。